

**報 道 発 表**平成 30 年 6 月 8 日  
財 務 省外為法に基づく「支払又は支払の受領に関する報告書」の  
オンライン報告について改善します

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）に基づく「支払又は支払の受領に関する報告書」（以下「支払等報告書」という。）について、報告の負担軽減及び効率化を図るとともに、オンライン報告を推進するため、以下の改善を実施します。

- ① 支払等報告書の別紙様式第 3（都度報告）及び第 4（一括報告）について、オンライン報告の場合に限り、提出期限を延長（都度報告：実行日から 10 日以内を 20 日以内に延長、一括報告：翌月 10 日までを翌月 20 日までに延長）
- ② 支払等報告書の別紙様式第 4（一括報告）について、オンライン報告の場合に限り、全ての取引先銀行等の報告を 1 つのファイルで報告が可能
- ③ 予め財務省に通知すれば、支払等報告書の別紙様式第 4（一括報告）による書面報告が可能。オンライン報告は当該通知が不要
- ④ 支払等報告書の別紙様式第 3（都度報告）のオンライン報告の入力方式を Excel テンプレート入力方式に切替え
- ⑤ 支払等報告書以外でも外為法に基づくオンライン報告は可能

上記①及び②については、本年 7 月 1 日より実施します。③のオンライン報告に係る事項については、本日（6 月 8 日）より実施します。また、④については、本年 9 月頃に実施する予定です。なお、③の書面報告に係る事項及び⑤については、既に現状でも可能であり、今般改めてお知らせするものではありません。

詳細は、[別添](#)をご覧ください。

問い合わせ先  
財務省国際局調査課外国為替室  
TEL 03-3581-4111 内線 2861、2868

## 外為法に基づく「支払又は支払の受領に関する報告書」に関するお知らせ (オンライン報告について改善します)

### 【オンライン限定（2018年7月1日スタート）】 別紙様式第3及び第4の提出期限を延長します

外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)に基づく省令を改正し、オンライン報告の場合に限り、支払又は支払の受領に関する報告書(以下「支払等報告書」という。)の提出期限を以下のとおり延長します

別紙様式第3(都度報告): 実行日から20日以内  
別紙様式第4(一括報告): 翌月20日まで



月末や決算期末のほか、  
年末年始やGW前後でも、  
余裕を持って報告可能

### 【オンライン限定（2018年7月1日スタート）】

**一括報告は全ての取引先銀行の報告を1つのファイルで報告できます**

**また、予め財務省に通知すれば、  
書面報告についても一括報告は可能です**

外為法に基づく省令を改正し、別紙様式第4(一括報告:1か月分の取引を纏めて報告)について、オンライン報告の場合に限り、銀行等の店舗毎ではなく、全ての取引先銀行等の報告を1つのファイルで纏めて報告できるようにします

また、予め財務省に通知すれば、書面報告についても一括報告は可能です(オンライン報告は当該通知が不要(2018年6月8日より不要)となります)



オンライン報告の利用で  
一括報告がより便利に  
そもそも書面報告も  
一括報告が可能なんだ

**別紙様式第3の入力方式をExcelテンプレート入力方式に切り替えます  
(2018年9月頃にスタート予定) \*2019年3月取引分までは現行の入力方式でも報告可能**

別紙様式第3(都度報告)のオンライン報告の入力方式を、現行の専用画面入力方式から、別紙様式第1、第2及び第4と同様に、Excelテンプレート入力方式に切り替えます

報告者のシステムで作成したXML電文での報告も可能となります



前回の報告ファイルを基に  
効率的に作成

**支払等報告書以外でもオンライン報告は可能です**

(外為法に基づく報告全般に関する照会先)

財務省国際局調査課外国為替室

電話 03-3581-4111 (内線 2861、2868)

(オンライン報告の利用手続に関する照会先)

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計システムグループ

電話 03-3277-1504 E-mail gaitame@boj.or.jp